

中央橋改修事業について

中央橋は本町1丁目、元郷1丁目地内の旧芝川に架かる橋りょうで、昭和36年に築造され、築62年が経過、老朽化が顕著である事から、架け替えが急務となっております。

この度、関係機関（NTT、東京電力）と事業実施に関する管路の移設や計測等の協議も整ったことから令和6年9月より改修事業に着手することになり、本路線は非常に交通量の多い幹線道路であることから、工事期間中は通行止めは行わず、1車線の通行が可能な交通規制により施工する予定との事です。

しかしながら、本事業は令和6年より7ヶ年の長期間事業となることをふまえ、元郷・領家方面から中央橋を利用されている方や川口駅方面から国道122号線へ向かう方が少しでも円滑に移動できるよう、架け替え工事に伴う周辺道路の混雑緩和のため、方策を講じるよう要望して参った所、以下のお知らせ内容のように、一方通行などの変更に向けて、警察と協議中とのことです。工事開始後も交通状況を確認しつつ、少しでも円滑な通行ができるよう行政に働きかけて参ります。



川口駅周辺を取り巻く社会情勢の変化に対応していくため、地域の皆様からの要望を行政に届けていく活動を今後も進めていきます。

ご挨拶 ～がけっぶちの下位当選だからこそ～



2023年4月に開催された川口市議会議員選挙に初挑戦し、2,568票の得票数を頂き初当選させて頂きました。しかしながら、次点の方との得票差は135票差で42議席中38番目の下位当選でありました。

そんな私だからこそ、市民一人一人の1票に託す想い、そして、その1票の重み、また、選挙の厳しさをギリギリの下位当選者として現職議員の中で一番痛感しております。

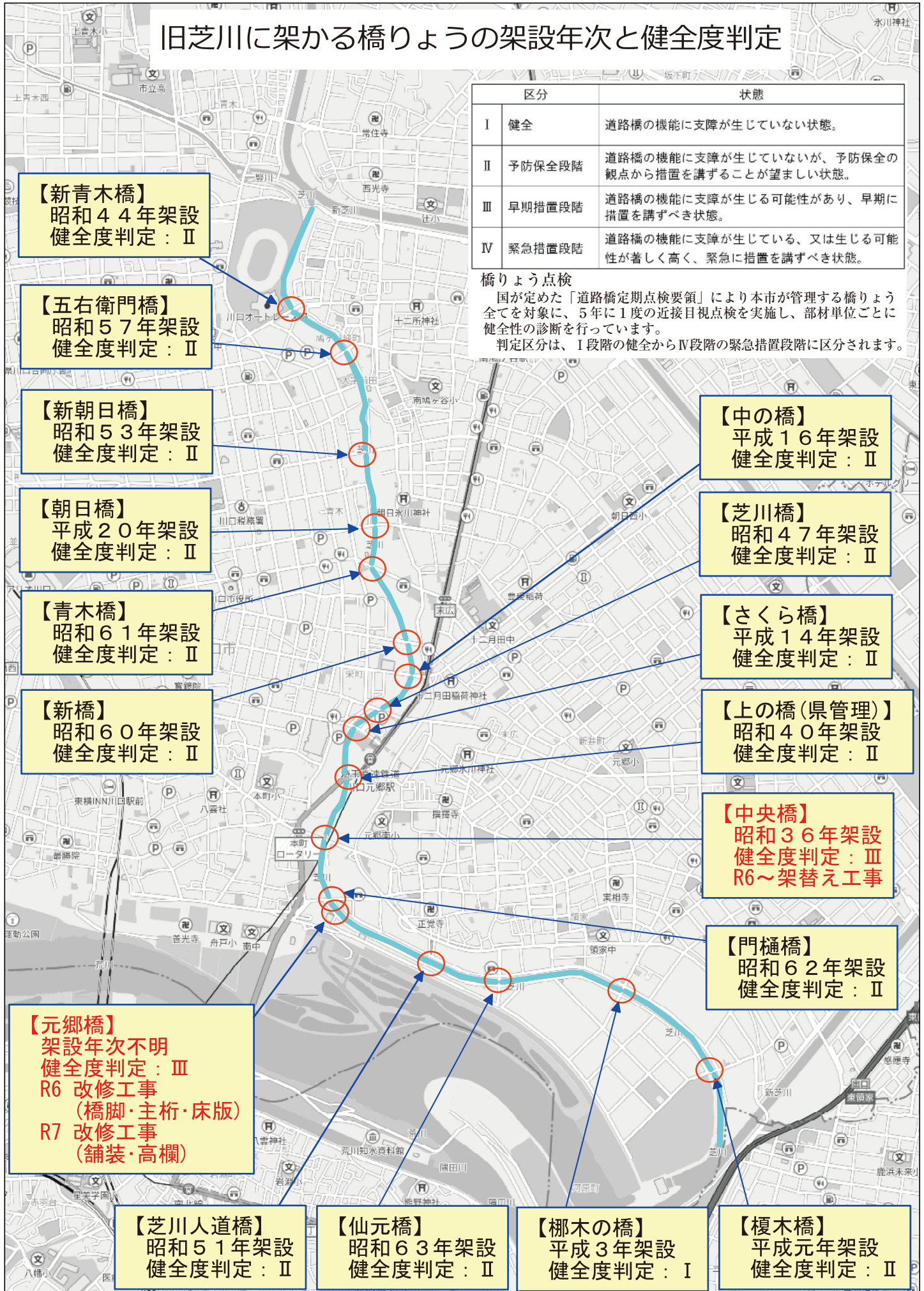
今、任期を頂き1年2ヶ月を経過しておりますが、常に崖っぶちの精神で政治活動に取り組んで参

旧芝川に架かる橋りょうの架設年次と健全度判定

区分	状態
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

橋りょう点検

国が定めた「道路橋定期点検要領」により本市が管理する橋りょう全てを対象に、5年に1度の近接目視点検を実施し、部材単位ごとに健全性の診断を行っています。
判定区分は、I段階の健全からIV段階の緊急措置段階に区分されます。



【中央橋】
昭和36年架設
健全度判定：III
R6～架替え工事

【元郷橋】
架設年次不明
健全度判定：III
R6 改修工事
(橋脚・主桁・床版)
R7 改修工事
(舗装・高欄)